

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………
- ……………(住宅政策本部住宅企画部不動産業課)……………一
- 東京都環境影響評価条例による見解書……………
- ……………(環境局総務部環境政策課)……………一
- 東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……………
- ……………(環境局総務部環境政策課)……………四
- 東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催……………(同)……………四

告示

●東京都告示第八百六十四号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和三年六月二十二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 商号 株式会社S&Bエステート
- 二 代表者氏名 代表取締役 森下 康基
- 三 主たる事務 台東区東上野三丁目二十一番地七号
- 四 所 在 地
- 五 免許証番号 東京都知事(3)第九〇一六四号
- 六 免許年月日 平成三十一年二月十三日

●東京都告示第八百六十五号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十五条第一項の規定に基づき、(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年六月二十二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社京葉興業

代表取締役社長 鈴木 宏和

江戸川区篠崎町一丁目二番六号

- 二 対象事業の名称及び種類

(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業

廃棄物処理施設の設置

- 三 対象事業の内容の概略

対象事業は、計画地内において現在稼働中である既存改質固化処理プラント及び計画地南側近隣において現在

稼働中である既存廃水処理プラントの更新を目的に、改質固化処理プラントの建替え及び廃水処理プラントの新設を行うものである。

- 四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見はなく、事業段階関係区長からの意見が一件あり、意見の内容は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、水循環、景観、廃棄物、温室効果ガス及びその他であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

- 五 見解書の縦覧

- (一) 期間

令和三年六月二十二日から同年七月十二日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

- (二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

- (三) 場所

ア 江東区環境清掃部温暖化対策課

イ 江東区東陽四丁目十一番二十八号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

エ 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

オ 舎十九階

カ 東京都多摩環境事務所管理課

キ 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

ク 三階

別記（原文のまま記載）

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評価書案について提出された都民の意見書及び事業者の見解は、表2(1)～(4)に示すとおりである。事業段階関係区長の意見の内容及び事業者の見解は、表2(1)～(4)に示すとおりである。なお、都民の意見書は0件であった。

表1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民の意見書	0件
事業段階関係区長（江東区）の意見	1件
合計	1件

表2(1) 事業段階関係区長(江東区)の意見

項目	全般的事項	事業者の見解
項目	意見の内容	事業者の見解
P12	計画地は工業専用地域にあるが、近くに東京湾リーナ(新砂3-11-2)があり、その利用者から、大気汚染や悪臭、規制対象外の騒音などを含め、公害全般について、苦情が出るおそれがある。このため、工事施工中及び工事完了後において、計画地における公害発生の抑制に努めること。	本事業の実施にあたっては、評価書案に記載した環境保全のための措置を遵守し、工事の施工中並びに工事の完了後において、周辺地域に対する影響の低減に努めてまいります。
項目	大気汚染	工事の施行中においては、工事用車両は最新の排出ガス規制適合車の使用、工事用車両が一時的に集中しないよう、工事工程の平準化、計画的かつ効率的な運行管理に努めてまいります。また、工事の完了後においては、廃棄物の搬出入、粉じん発生作業は全て建屋内で実施すること、関連車両のアイドリングストップ等のエコドライブの実施を促す等により、周辺地域に対する大気汚染の影響の低減に努めてまいります。
P47	工事施工中は、低公害型の工事用車両を使用し、アイドリングストップに努め、大気汚染物質の発生抑制及び粉じんの減少に努めること。また、施設周辺及び関係道路にて車両の渋滞が起らないよう、運行管理の徹底等を行い、大気汚染物質の発生抑制に努めること。	工事完了後は、施設及び関連車両等からの大気汚染物質の発生抑制に努め、周辺環境の保全に努めること。

表2(2) 事業段階関係区長(江東区)の意見

項目	意見の内容	事業者の見解
項目	悪臭	事業者の見解
P47	環境影響評価の項目として、工事施工中が選定されていないが、悪臭が生じた場合は適切な対策を実施すること。	既存の改質固化処理プラントの解体工事にあたっては、清掃等を徹底し悪臭の発生防止に努めてまいります。
P154	②施設の稼働に伴う悪臭の漏洩(臭気指数)について、工事完了後において、悪臭の発生の可能性がある作業は全て施設内で行うことだが、車両出入り時等を含め、外部への悪臭の漏洩がないように作業し、周辺環境の保全に努めること。	工事の完了後において、廃棄物の受入れ、保管、処理は全て建屋内で実施し、建屋内を負圧に保つほか、廃棄物等の搬出入車両が出入する投入室には、高速で昇降するシートリフター及びエアーカーテンを設け、周辺環境の保全に努めてまいります。
項目	騒音・振動	事業者の見解
P47	工事用車両の走行に伴う道路交通騒音、振動に関しては、法定速度の遵守やアイドリングストップの徹底など、振動、騒音の発生抑制に努めること。	工事の施行中及び工事の完了後においては、車両の規制速度の遵守、アイドリングストップ等のエコドライブの実施を周知徹底する等により、周辺地域に対する騒音及び振動の影響の低減に努めてまいります。
P160	図8.3-2における江東区道江553号線(3553号線)及び江554号線(3554号線)について、貨物自動車は3t規制となっていることや、順天堂東京江東高輪区医療センター、特別養護老人ホーム三井陽光苑などに隣接しているため、荷重制限や通行の際の騒音・振動などに十分注意すること。	また、江東区道3553号線及び3554号線については、工事用車両及び関連車両ともに大型車両は走行させない計画となっております。
項目	土壌汚染	事業者の見解
P6、P249	土壌汚染調査の結果、汚染が確認された場合は、直ちに、汚染土壌の飛散防止措置や地下浸透防止措置を講じること。また、汚染土壌を改変し敷地外に搬出する場合は、飛散防止措置を講じた上で実施し、法令に基づき許可を受けた施設で適切に処理、処分をすること。	土壌汚染状況調査等を実施した結果、汚染が確認された場合には、掘削土壌については、場内で散水やシート養生等の飛散防止措置や地下浸透防止措置を講じるほか、汚染土壌を場外へ搬出する場合には運搬車両にシート掛けを行い、場内にて運搬車両の洗浄を行う等の拡散防止措置等、関係法令等に基づき適切に対策を講じてまいります。
P236(4)②、P49	現在、「廃棄物処理に関連する分析寄」において実施している「クロム、水銀を含む廃液の回収」、及び、水質汚濁対策として実施している「廃棄物の受入れ作業等の屋内での実施」は、土壌汚染の未然防止対策として有効であることから、工事中および工事完了後においても継続的に実施すること。	クロム、水銀を含む分析試薬廃液の回収は、既存施設と同様に、工事の施行中及び工事の完了後においても、継続的に実施いたします。また、廃棄物の受入れ、保管、処理等についても、全て各建屋内で実施する等により、土壌汚染の防止を図っております。
項目	地盤	事業者の見解
特になし	—	—

表2(3) 事業段階関係区長(江東区)の意見

意見の内容		事業者の見解
項目	水循環	
P274	江東区雨水流出抑制対策実施要綱に基づき、雨水流出抑制施設計画書を提出すること。	江東区雨水流出抑制対策実施要綱に従い、適切な雨水流出対策を検討し、雨水流出抑制施設計画書を提出いたします。
項目	景観	
P287	⑤法令による基準等について、「江東区都市景観条例」を追記すること。 本計画について、東京都景観条例及び東京都景観計画並びに江東区都市景観条例及び江東区景観計画を踏まえるとともに、東京都及び江東区の景観担当部署と十分協議すること。	評価書において、「江東区都市景観条例」を追記いたします。 本事業に係る景観については、東京都及び江東区の条例及び計画の内容、景観担当部署との協議を踏まえ、適切に対応してまいります。
項目	廃棄物	
P310	(資料編 P170①) 施設の稼働に伴う改質固化処理プラントから発生する廃棄物の排出量について、処理能力の増加(増加率 184.1%)に伴い、廃棄物排出量は年間約 70,000t増加することとなる。計画上の推計値であると認識しているが、廃棄物排出量の抑制のため、より一層の再資源化率向上に努めること。 P311 8.8.4(1)①における以下の文言を修正すること。 誤)「江東区清掃リサイクル条例」 正)「江東区清掃リサイクル条例」	改質固化処理プラントの廃棄物排出量(最終処分量)については、施設の稼働に伴う環境影響が最大となる場合を予測するために算出した排出量であり、本事業に伴い取り扱う廃棄物の種類や取引先等に変更はないため、取扱う廃棄物の量は、工事の完了後においても現在と同程度の量を計画しております。 また、改質固化処理プラントで処理する汚泥については、可能な限りセメント原料として再資源化を図り、引き続き廃棄物排出量の抑制に努めてまいります。 評価書において、左記の内容を修正いたします。

表2(4) 事業段階関係区長(江東区)の意見

意見の内容		事業者の見解
項目	温室効果ガス	
P222	バイオガス発電、地中熱利用及び太陽光発電によって約 2,600t-CO ₂ /年の CO ₂ 削減量を見込み、排出量を約 2,002t-CO ₂ /年と予想するが、東京都の「ゼロエミッション東京戦略」が掲げる 2050 年に CO ₂ 排出実質ゼロ」や江東区環境基本計画が掲げる「2030 年に CO ₂ 排出量を 2013 年比で 37.6%削減」の実現に向け、より一層の排出量削減に努めること。 また、高効率モーターやLED照明の導入等を省エネルギー対策として計画するが、「等」には、どのようなものを想定しているのか具体的に示し、評価書へ記載すること。また、高効率モーターやLED照明の導入によるエネルギー使用量の削減について、予測結果に反映されているかが明らかでないため、削減量を算出したうえで、評価書へ記載すること。 資料編 P172 ②温室効果ガスの削減量において、発電量、地中熱利用量につき、温室効果ガスの発生量と同様、算出の根拠を示すこと。	工事の完了後においては、バイオガス発電、地中熱利用及び太陽光発電により、温室効果ガス排出量の削減に努めてまいります。 本計画における省エネルギー対策としては、高効率モーターやLEDの導入のほか、施設の運転管理や消灯の励行などの適正な維持・管理による対策を考えております。 高効率モーターについては、本計画の設備計画に見込んだ上でエネルギー使用量を求め、二酸化炭素発生量を算出しております。予測は、その二酸化炭素発生量に対する削減量(バイオガス・太陽光発電量、地中熱利用量)及び削減後の温室効果ガス排出量を算出しております。また、LEDの導入、施設の適正な維持・管理による対策については、バイオガス・太陽光発電、地中熱利用に加えて、省エネルギー対策として行っているものとなります。 バイオガス・太陽光発電量、地中熱利用量につきましては、評価書において算出根拠を追記いたします。
項目	その他(緑化計画)	
P29	(3)緑化計画について、緑化計画書の提出にあたり、事前に土木部管理課CIG推進係に相談すること。	緑化計画書の提出にあたっては、左記の担当部署(土木部管理課CIG推進係)の指導に従い、適切に対応してまいります。
項目	その他(工事用車両)	
	工事用車両の走行に伴う、苦情等には窓口を設置し、公表するなど真摯に対応すること。 工事用車両の集中・交通渋滞・違法駐車回避、速度抑制、安全確認の徹底、歩行者・車両・工事現場周辺への交通安全について、関係者に指導するなど交通安全対策を強化のうえ、関係者相互に連携、調整を行い、工事を円滑に遂行すること。	工事の施行中においては、看板等に連絡先を明示し、苦情等の内容に応じて適切に対応してまいります。 工事の施行中においては、工事用車両が一時的に集中しないよう、工事工程の平準化、計画的かつ効率的な運行管理に努めてまいります。また、工事用車両の運転手に対し、規制速度の遵守やアブソルブンスホップ等のエコドライブの実施を周知徹底するほか、歩行者に対する安全確認や違法駐車防止等に関する交通安全対策・指導を行い、安全に工事を実施してまいります。

公 告

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第六十八条第一項の規定に基づき、(仮称)虎ノ門一丁目地区市街地再開発事業について、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する条例第六十六条第二項の規定により公告する。

令和三年六月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

虎ノ門ヒルズビジネスタワー管理組合

森ビル株式会社 代表取締役社長 辻 慎吾

港区虎ノ門一丁目十七番一号

二 対象事業の名称

(仮称)虎ノ門一丁目地区市街地再開発事業

三 工事着手の年月日

平成二十八年二月八日

四 工事完了の年月日

令和二年一月十五日

五 届出日

令和三年四月二十八日

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十六条第一項の規定に基づき、妙見島混合所新規破砕処理施設設置事業に係る環境影響評価書案及び見解書の内容について都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意見を聴く会を開催する。

令和三年六月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時

令和三年八月十日(火曜日)午後一時三十分開始

二 場所

東京都庁第二本庁舎一階 二庁ホール

新宿区西新宿二丁目八番一号

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、次のことを記載した公述申出書を令和三年七月六日(火曜日)までに公述申出先へ持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

- (一) 氏名(振り仮名を付すこと。)及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名(振り仮名を付すこと。)、住所及び役職名)並びに連絡先(自宅又は勤務先等)の電話番号
- (二) 対象事業の名称
- (三) 公述しようとする意見の要旨(八百字以内)
- (四) 公述申出先
- (一) 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当

当

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

(二) 電子メール

送付先、件名等は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/index.html

五 公述人の選定

- (一) 公述人の数は、二十五人程度とする。
- (二) 公述しようとする者が多数あった場合には、抽せんにより公述人を選定する。
- (三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間

- (一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。
- (二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。

なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午後一時から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催しない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当
電話番号〇三（五三八八）三四四一（直通）

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

